

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 26 回 総 会

令和元年 10 月 30 日（水）

名護市農業委員会 第26回総会

開催日時 令和元年10月30日(水) 午前10時00分～

開催場所 名護市役所 3階会議室

出席委員(農業委員)

| | | | | | | | | |
|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|--------|---|
| 1番 | 岸本 信子 | ○ | 2番 | 長山 正敏 | ○ | 3番 | 前川 好男 | ○ |
| 4番 | 宮城 政喜 | ○ | 5番 | 比嘉 清隆 | ◎ | 6番 | 具志堅 安盛 | ◎ |
| 7番 | 野原 朝行 | ○ | 8番 | 名城 政幸 | ○ | 9番 | 比嘉 晴 | ○ |
| 10番 | 金城 達文 | — | 11番 | 川上 達也 | ○ | 12番 | 大城 正信 | ○ |

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案

- 第161号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第162号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 第163号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第164号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第165号 農用地利用集積計画の意見決定について
- 第166号 非農地証明願について
- 第167号 平成30年度の目標及びその達成に向けた
活動の点検・評価について
- 第168号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 第169号 下限面積(別段の面積)の設定について
- 報告 農地法第3条許可申請の取消しについて
- 報告 農地法第4条許可申請の取消しについて
- 報告 農地法第5条許可申請の取下げについて

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は5番と6番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第26回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第161号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地内、面積746㎡。新規就農のための有償移転。従事者2名、主従事日数250日。計画作物はゴーヤ。

整理番号2番 農振農用地内、面積3,852㎡。新規就農のための賃貸借。従事者2名、主従事日数250日。計画作物はカボチャ。

整理番号3番 農振農用地内、面積1,495㎡。新規就農のための賃貸借。従事者2名、主従事日数250日。計画作物は草地。

整理番号4番 農振農用地内、面積1,044㎡のうち391.98㎡。地上権設定のための地上権。

整理番号5番 農振農用地内、面積772㎡。規模拡大のための有償移転。従事者3名、主従事日数200日。計画作物は大紅(みかん)。

整理番号6番 農振農用地外が1筆、農用地内が1筆の面積1,091㎡(2筆計)。規模拡大のための有償移転。従事者3名、主従事日数250日。計画作物はモリンガ。

議長 事務局としては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

委員 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

異議なし。

(第162号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用外、面積302㎡。7月総会にて5条申請可決した箇所の隣接地に9月総会にて5条申請した場所に対し一体的な使用目的であるとの指摘を受け、事業計画の変更申請となっている。農地区分は第2種農地(市街地近接)、一団農地0.8haとなっております。

整理番号2番 農振農用内、面積1,044㎡のうち5.09㎡。太陽光発電設備の申請において農地法の許可を受けた後、予定していたパワーコンディショナーの調達が出来ない事が判明し、工事が困難になった為、別の資材を使い設計しなおしたことから、事業計画の変更申請となっている。

整理番号3番 農振農用外、面積423㎡。資金難となったことから所有権移転となります。農地区分は第3種農地(4割街区43.6%)となっております。

整理番号4番 農振農用外、面積 1,565 m²。許可後所有者が死去し、相続人との協議の結果購入することとなったことから所有権移転となります。農地区分は第2種農地、一団農地 3.4ha となっております。

整理番号5番 農振農用外、面積 437.44 m² (8筆合計)。近隣から駐車場としての要望が多いため、所有権移転となります。農地区分は第3種農地(用途地域) 第1種低層住宅専用地域となっております。

議長 事務局としては、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。
事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。その他質問はありますか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第163号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地外、面積 1,012 m²。転用目的は車庫兼倉庫。農地区分は、第2種農地(市街地近傍)、一団農地 0.1ha となっております。問題なしの案件と考えます。

整理番号2番 農振農用地外、面積 609 m²のうち 92.59 m²と 601 m²の2筆合計で 639.59 m²。転用目的は共同住宅。農地区分は、第2種農地(市街地近傍)、一団農地 8.6ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号3番 農振農用外、面積 197 m² (2筆合計)。農地区分は、第2種農地(市街地近傍)、一団農地 0.1ha。問題なしの案件と考えます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第157号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地外、面積 537 m²のうち 320.32 m²。一般個人住宅のための使用貸借。農地区分は、第3種農地(用途地域) 第1種低層住宅専用地域となっており、原則許可相当の案件となります。

整理番号2番 農振農用地外、面積 258.34 m² (2筆合計)。一般個人住宅のための賃借権。農地区分は、第3種農地(上下水管理設)、診療所・病院から 300m以内となっており原則許可相当の案件となります。

整理番号3番 農振農用地外、面積 182 m² (2筆合計)。建売住宅のための所有権移転。農地区分は、第3種農地(上下水管理設)、診療所・病院から 300m以内となっており、原則許可相当の案件となります。

整理番号4番 農振農用地外、面積 1,116 m² (3筆合計)。共同住宅のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近傍)、一団農地 0.4ha

となっており問題なしと考えます。

整理番号5番 農振農用地外、面積 423 m²。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第3種農地（4割街区 43.6%）となっており原則許可相当の案件となります。

整理番号6番 農振農用地外、面積 1,024 m²。貸し資材置場のための所有権移転。農地区分は、第2種農地（市街地近傍）、一団農地 4.4ha となっており問題なしと考えます。

整理番号7番 農振農用地外、面積 563 m²（3筆合計）。貸駐車場・貸資材置場のための所有権移転。農地区分は、第2種農地（市街地近接）、一団農地 0.2ha となっており問題なしと考えます。

整理番号8番 農振農用地外、面積 144 m²（2筆合計）。貸駐車場・貸資材置場のための所有権移転。農地区分は、第2種農地（市街地近接）、一団農地 0.2ha となっており問題なしと考えます。

整理番号9番 農振農用地外、面積 1,766 m²。レストランのための所有権移転。農地区分は、第2種農地（市街地近接）、一団農地 0.4ha となっており問題なしと考えます。

整理番号10番 農振農用地外、面積 1,565 m²。宿泊施設等のための所有権移転。農地区分は、第2種農地（その他）、一団農地 3.4ha となっており問題なしと考えます。

整理番号11番 農振農用地外、面積 199 m²。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第3種農地（用途地域）、第1種低層住宅専用地域となっており原則許可相当の案件となります。

整理番号12番 農振農用地外、面積 437.44 m²（8筆合計）。貸し駐車場のための所有権移転。農地区分は、第3種農地（用途地域）、第1種低層住宅専用地域となっており原則許可相当の案件となります。

議長
委員
事務局

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

「一団の農地」とはどこからどこまでを指しているのか。

道路の形態にもよるが、基本的には道路や川等で分断されない農地を指しています。

委員
事務局

4番の中で始末書が出されていることについて、再度説明願います。

以前に4条申請において共同住宅で許可を受けていた案件ですが、本日の報告の中で4条取消し申請が出されております。資金難により事業者が変更されたことから5条申請となっています。始末書については、一部駐車場として使われていることが確認出来たことから始末書をつけております。

委員

貸駐車場の案件において、駐車場を借りる方がいるのかの確認についてどうしているのか。

事務局
議長

借りる側の確約書を取っている。

他に質疑が無いようなので、当該案件について、整理番号1番を否決とし

その他を可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(第 165 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局

令和元年 10 月 21 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 5 名。譲受人 5 名。設定筆数 10 筆、面積 18,140 m²。内 賃借権 2 筆、使用貸借権 8 筆、所有権移転 0 筆となっています。

整理番号 1 番 1 年の使用貸借権。作物は野菜。稼働日数 250 日。

整理番号 2 番から 4 番 20 年の使用貸借権。作物はミカン。新規設定、稼働日数 250 日

整理番号 5 番 5 年の賃借権。作物は野菜。再設定、稼働日数 250 日。

整理番号 6 番 5 年の賃借権。作物はサトウキビ、ラッキョ。再設定、稼働日数 250 日。

整理番号 7 番から 10 番 10 年間の使用貸借権。作物はアレカヤシ。新規設定、稼働日数 250 日。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(第 166 号 非農地証明願について)

調査員

整理番号 1 番 農振農用地外、面積 187 m²。所有者の父親が平成 10 年 4 月に亡くなったが、無くなる 10 数年前から耕作しておらず耕作放棄状態となっている。今後、農地としての利用はないと判断できます。

整理番号 2 番 農振農用地外、面積 1,242 m² (2 筆合計)。1966 年以降は耕作していない。北側河川の氾濫が度々あり、遊水池化しており、農地としての利用はないと判断できます。

議長

調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(第 167 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について)

(第 168 号 平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について)

事務局

平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明をします。1 ページは、平成 31 年 3 月 31 日現在の名護市農業委員会の状況となっていますので説明は割愛させていただきます。後ほど、お目通し願います。2 ページ、Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化。

1 現状及び課題。現状 (平成 31 年 3 月現在) は、管内の農地面積 1,460ha。

これまでの集積面積 104ha。集積率 7.12%。

2 平成 30 年度の目標及び実績。集積目標①228ha。集積実績②104ha。達成状況 $(②/① \times 100)$ 45.61%。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。

1 現状及び課題。

新規参入の状況は、平成 28 年度 19 経営体で、取得した面積 8 ha。平成 29 年度 9 経営体で、取得した面積 3 ha。平成 30 年度 24 経営体で、取得した面積 24ha。

2 平成 30 年度の目標及び実績。

参入目標①41 経営体。参入実績②24 経営体。達成状況 $(②/① \times 100)$ 58.54%

参入目標面積③20ha。参入実績面積④24ha。達成状況 $(④/③ \times 100)$ 120%

Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価。

1 現状及び課題。現状（平成 31 年 3 月現在）は、管内の農地面積（A）1,460ha。遊休農地面積（B）269ha。割合 $(B/A \times 100)$ 18.42%。

2 平成 30 年度の目標及び実績。

解消目標①10ha。解消実績②0.96ha。達成状況 $(②/① \times 100)$ 9.60%。

3 2 の目標の達成に向けた活動実績。

活動実績としては、農地の利用状況調査を調査員 25 人。調査実施時期 8 月から 10 月。調査結果のとりまとめ時期 10 月から 11 月。

利用意向調査。調査時期 11 月から 12 月。調査結果とりまとめ時期 12 月から 8 月。農地法第 32 条第 1 項第 1 号 調査数：901 筆。調査面積 77ha。

Ⅴ 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題。現状（平成 31 年 3 月現在）は、管内の農地面積（A）は、1,460ha。違反転用面積（B）1.4ha。

Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について

1 農地法第 3 条に基づく許可事務は、1 年間の処理件数 79 件、うち許可 79 件で、不許可 0 件。

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）は、1 年間の処理件数 215 件。

どちらも、総会議事録を作成し、ホームページに掲載して公表しています。

3 農地所有適格法人からの報告への対応

農地所有適格法人からの報告について

管内の農地所有適格法人数 37 法人。うち報告書提出農地所有適格法人数 2 法人。うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数 35 法人。うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数 11 法人。うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人 24 法人。

4 情報の提供等

賃借料情報の調査・提供の実施状況は、調査対象賃貸借件数 128 件。情報の農地台帳の整備の実施状況は、整備対象農地面積 2649.4ha。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務と農地法等によりその権限に属された事務については、特になし。

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

- 1 総会等の議事録の公表は、HPに公表している。
- 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出無し。
- 3 活動計画の点検・評価の公表は、HPに公表している。

続けまして、議案第 168 号 平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明をさせていただきます。

1 ページ目は、議案第 167 号同様に、平成 31 年 3 月 31 日現在の名護市農業委員会の状況となっていますのでこちらも説明は割愛させていただきます。後ほど、お目通し願います。

2 ページ、Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化についての 1 現状及び課題は先ほど説明をしたとおりです。

2 平成 31 年度の目標及び活動計画

集積目標面積 104ha（うち新規集積面積 24ha）。

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についての

- 1 現状及び課題は先ほど説明をしたとおりです。
- 2 平成 31 年度の目標及び活動計画

目標 24 経営体。参入目標面積 20ha。

Ⅳ 遊休農地に関する措置についての

- 1 現状及び課題は先ほど説明をしたとおりです。
- 2 平成 31 年度の目標及び活動計画は、遊休農地の解消目標面積 10ha。

以上が、平成 30 年度の活動点検・評価、平成 31 年度の活動計画となります。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員 農地所有適格法人からの報告において、37 法人のうち、報告書を提出しなかった法人が 24 法人あることに対して必要な対応を図る必要があるのではないか。

事務局 法的な罰則等の有無については、改めて確認を行います。また、法人が所有する遊休地については、調査をふまえ現地確認を行ってまいります。なお、法人が新たな土地を取得等する場合には担当にて報告書の提出の有無を確認した上で処理を行っております。

議長 他に質問はありませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 169 号 下限面積 (別段の面積) の設定について

事務局

資料 16 ページをご覧ください。下限面積 (別段の面積) の設定について、平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省で定めるところにより、これらを公示したときは、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できることになりました。「農業委員会の適正な事務実施について」が平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積 (別段の面積) の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。

そのため、今年度の下限面積 (別段の面積) の設定について、次のとおり提案するので総会の議決を求めます。

方針案としましては、現行の下限面積 (別段の面積) 50 アールの変更は行わないものとします。理由としましては、(1) 農地法施行規則第 17 条第 1 項において、平均的な経営規模が小さく、実情に適さない場合、下限面積を変更しても良いとしています。また、下限面積未滿の農家割合が 4 割を下回らないようにしなくてはならないとされています。本市の農家台帳における経営面積 50 a 未滿の農家割合は約 51% で、例えば下限面積を 40 a 以下とした場合：41.4%、規則第 17 条第 1 項に基づく適正な割合としている 4 割は満たしています。しかし、最新の農林業センサスでは、50 a 未滿ですでに 4 割を下回っている状況となっています。(2) 農地法施行規則第 17 条第 2 項において、特に新規就農等の促進の妨げとなる場合は、変更しても良いとしています。下限面積の設定目的は、限りある農地の有効利用を図るため、零細規模の経営体が発生するのを抑制し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農地を集積するためです。現在の下限面積 50a を引き下げた場合、農地の細分化が進み、今後、担い手への農地集積を推進していく上で支障が生じる恐れがあります。また、農業経営基盤強化促進法による利用権設定が可能であるため、現行の下限面積であっても新規就農の妨げとはならないと考えます。農地の賃貸借の場合は、もしも耕作が上手くいかなかった場合には、別の耕作者と契約をやり直すなどの措置も取りやすいため、耕作者としての責任はそんなに大きなものではありません。しかし、売買等における所有権の移転の場合は、所有者として、また耕作者としての責任が大きいため、ある程度の基準を満たし、一定規模で安定的に農業経営を継続していける者でなければならないと考えます。

以上を踏まえ、経営面積は 50 a 以上必要であると結論付けました。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(報告 農地法第3条許可申請取消しについて)

事務局 整理番号1番 太陽光発電設置に伴い、パネルの枚数及び使用の変更に伴う再申請を行うため取消しとなります。3条同時申請案件となります。

(報告 農地法第4条許可申請取消し願いについて)

事務局 整理番号1番 共同住宅を建設する予定だったが資金計画に支障が出たため土地を売却することになったため取消願いとなります。

(報告 農地法第5条許可申請取下げ願いについて)

事務局 整理番号1番 書類不備に伴う取下げ願いとなります。事業計画変更及び5条同時申請となります。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第26回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 比嘉 清隆 印

署名委員 具志堅 安盛 印